国民健康保険税率改定の考え方

令和4年5月2日作成

- ①「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」に基づき、保険税率設定の見直 しにより、令和元(2019)年度、令和3(2021)年度及び令和5(2023)年度において、それぞれ3億円の赤字解消・削減に取組む。
- ② 均等割額については、1回の改定で1.15倍を超えないこととする。 所得割税率については、1回の改定で1.5倍を超えないこととする。
- ③ 改定にあたっては、各区分での保険税充足率を算定し、各区分の充足率が 最適なバランスとなるよう改定する。
- ④ 将来的な保険税水準の統一に向け、保険税が急激に増加しないよう計画的 に標準保険税率に近づけていくこととする。
- ⑤ 応能割(所得割)と応益割(均等割)の賦課割合については、中間所得層への配慮及び後期高齢者医療制度への安定移行の観点から、6対4を基本とし、段階的に移行する。

○現行税率 (賦課割合は令和3年7月末時点の比率)

区分	所得割税率	均等割額	賦課割合 (応能応益比率)
医療分(基礎課税分)	7.35%	24,700 円	64.8:35.2
後期高齢者支援金等分	2.40%	8,400円	63.6:36.4
介護納付金分	2.00%	11,300円	57.6:42.4
医療分、支援金等分及び介護分の合計 (40歳以上65歳未満の被保険者)	11. 75%	44, 400 円	
医療分と支援金等分の合計 (上記以外の被保険者)	9.75%	33, 100 円	

○税充足率

医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
81.6%	81.6%	67.4%	80.3%

(令和4年度予算から算定)